

# 葛南教育事務所だより

千葉県教育庁葛南教育事務所  
〒273-0012 船橋市浜町2 -5 -1  
Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169



人権デー: 12月10日

世界人権宣言71周年

人権週間  
12月4日~10日

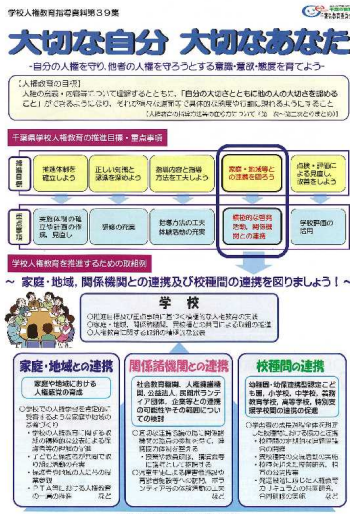
## 指導資料の活用を!

【指導室】

千葉県教育委員会では、教職員の研修、人権感覚の向上に資するため、学校人権教育指導資料を刊行しています。週案に綴じることで目にする機会を作る、研修会で利用するなど、積極的な活用をお願いします。

### ①学校人権教育資料第39集 (リーフレット)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jinkennkyouiku/sidousiryou.html>



このリーフレットは、学校における人権教育を推進するために作成された、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」の内容を中心にまとめたものと、喫緊の人権課題に沿ったものを掲載しています。第39集では、人権教育の目標・重点事項をはじめ、人権尊重の視点に立った家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携を図る取組例等を掲載しています。

いじめ根絶に向けての生徒会活動によるリボン運動や学校図書館で人権に関する図書コーナーを設ける等、既に取り組んでいる学校も多く見られます。言語環境をはじめ、児童生徒の自己肯定感を高めていくためのあらゆる環境を「人権教育」という視点で見直し、一人一人の個性やニーズに応じた環境作りをお願いします。

### ②チェックシート ※リーフレットより引用

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jinkennkyouiku/jinnkennisiki.html>

教職員が児童生徒に人権教育を推進する上で、教職員自身が常に人権感覚を磨いていくことが大切です。そのためには、日常の取組に対する定期的な振り返りが重要です。自らの教育活動が人権尊重という視点で問題がないかどうかを振り返り、学校職員全体で校内の人権課題について話し合ったり、共通理解を図ったりする際に使用することができます。

○「人権」という視点で考えてみよう! 【あなたはどう思いますか?】より抜粋(児童生徒構成作成)

チェック項目	✓	✓	✓
1 忘れ物をした児童生徒の名前を黒板に書くことがある。			
2 児童生徒の話が終わらないうちに、自分の意見を言うことがある。			
3 (障害のある子は) 通常学級ではなく、特別支援学校や特別支援学級に行く方が幸せだと思う。			
4 (障害のある子の) 自立のために、着替えや教科の準備や移動などは時間がかかっても手伝わず自分でやらせている。他の児童生徒にも手伝わないようにと言っている。			
5 授業の開始が遅れたり、終わりの時間が延びたりすることがある。			
6 ミスに対して、大声で叱ることがある。			
7 「学級委員なのに……」と叱ることがある。			

## 特別支援教育コーディネーターの役割の再確認を

【指導室 特別支援教育班】

各学校において特別支援教育推進の中心的な役割を期待されている特別支援教育コーディネーターの役割について整理します。

平成19年4月1日付け「特別支援教育の推進について（通知）」により、特別支援教育についての基本的な考え方や留意事項等が示されました。

### 3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

[特別支援教育の推進について（通知） 19文科初第125号から抜粋]

発達障害者支援法の改正、学習指導要領の改訂を踏まえ、平成29年3月に「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」が見直され、特別支援教育コーディネーター等の役割が明確に示されました。

#### ○特別支援教育コーディネーター用

1. 学校内の関係者や関係機関との連絡調整
  - (1) 学校内の関係者との連絡調整
  - (2) ケース会議の開催
  - (3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成
  - (4) 外部の関係機関との連絡調整
  - (5) 保護者に対する相談窓口
2. 各学級担任への支援
  - (1) 各学級担任からの相談状況の整理
  - (2) 各学級担任とともに行う児童等理解と学校内での教育支援体制の検討
  - (3) 進級時の相談・協力
3. 巡回相談員や専門家チームとの連携
  - (1) 巡回相談員との連携
  - (2) 専門化チームとの連携
4. 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

[教育支援体制整備ガイドライン 第3部 学校用から抜粋]



※「教育支援体制整備ガイドライン」を活用し、更なる教育支援体制の整備を進めましょう。

## 「ちば！教職たまごプロジェクト」について

【指導室】

今年度は、約270名（葛南教育事務所管内・10月現在）の学生が本事業で研修を行っています。その学生を対象に、令和元年10月3日（木）千葉県総合教育センターに於いて第2回地区別研修会を開催しました。研修会では、元勝田台小学校長 瀬戸雅春 先生の御講話を基に、“「ちばっ子」の光り輝く未来のために教職員として大切なこと”についてグループで協議をしました。

### 【研修生のレポートより】

- 瀬戸先生の講演から、信頼される教師、子どもたちと成長できる教師、そして出会いを大切に一生懸命に頑張る教師を目指していきたいと強く思った。
- グループ別討議では、様々な研修生の異なる考えや意見を聞くことができ、とても刺激を受けた。研修会で学んだことを生かして、日々努力をしていきたい。

また、学校からは、アンケートで次のような感想や意見をいただきました。

- 礼儀正しく向上心のある研修生が配置され、意識の高さを感じる。
- 現場の雰囲気分かるため、研修生にとってはとてもいい機会だと思う。今年度の研修生は、熱意をもって組んでいるが、年によって消極的であったりすることに疑問が残ることがある。
- 慣れるにしたいが、子どもたちとの距離が縮まり、親近感が出ることで言葉遣いがやや乱れることがある。

研修に対する心構えや勤務態度については、上記研修会でも伝えておりますが、各学校でも引き続き御指導をお願いします。

11月下旬より、次年度研修生の申込みが始まります。葛南管内では、中学校での研修を希望する学生が増加する傾向にあります。「他教科の授業を参観し、とても勉強になった。」と話す研修生もおります。より広い視点で学校における研修を体験できるよう、受入れに対する一層の御理解と御協力をお願いいたします。

## 不祥事ゼロ！ ～ 切実感・当事者意識・連帯感で ～

【管理課】

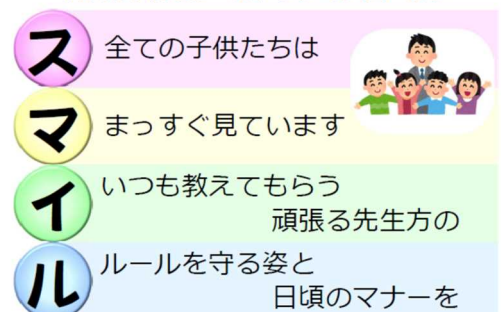
県内の教職員による不祥事が続いていることは、学校の信頼を大きく揺るがす危機的状況です。葛南教育事務所では「不祥事ゼロ」「切実感・当事者意識・連帯感」をキーワードにして、五市の教育委員会と連携を図り、不祥事の根絶に向けて取り組んでいます。

平成31年4月23日に、県教委より不祥事根絶パンフレット、5月28日に、「平成30年度セクシャルハラスメント及び体罰に関する実態調査の結果について」を各学校に発出しました。事務所からは、

1. 若年層対象校内不祥事根絶研修会の実施
2. 平成30年度版不祥事根絶チェックシートの実施
3. 業務改善に向けた取組の推進

など8つの対策を実施し、その効果を検証し、実効性を高めるよう改善していきます。各学校においても、チェックシートの活用や参加型の校内研修の実施、県教委からの不祥事根絶に向けたメッセージを配布するなど、引き続き不祥事ゼロに向けた取組をお願いします。

千葉県学校モラルアップのスローガン



令和2年度 葛南教育事務所管内  
公立小・中・義務教育学校・特別支援学校講師等の一斉登録について 【管理課】

令和2年3月卒業見込みの方、初めて教員免許を取得見込みの方、新たに学校現場での勤務を希望される方は、年末・年始に予定している「講師等の一斉登録日」に御来所ください。

※**61歳以上**の方も登録可能です。

下記日程で都合のつかない方は、電話にて御相談ください。

一斉登録日のご案内（受付日時） 場所：葛南教育事務所 1階会議室

令和元年12月 7日(土) 9:30~11:30

13:30~16:00

8日(日) 9:30~11:30

令和 2年 1月 4日(土) 9:30~11:30

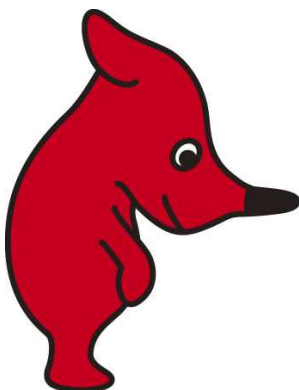
13:30~16:00

<現在講師をしている方、一旦退職し、再度講師を希望する方の手続きについて>

講師登録の有効期限は、2年間(例:H30・R1年度、R1・2年度)です。

**平成30年度登録(平成30年度・令和元年度)の方は更新登録が必要となります。**また、平成29年度以前に勤務をしていた方で、一旦講師を辞め、新たに令和2年度に勤務を希望する方も、新たに講師登録が必要となります。登録有効期間を確認の上、手続きをお願いします。

※詳細は、葛南教育事務所ホームページ内の「講師等の登録」をご覧ください。

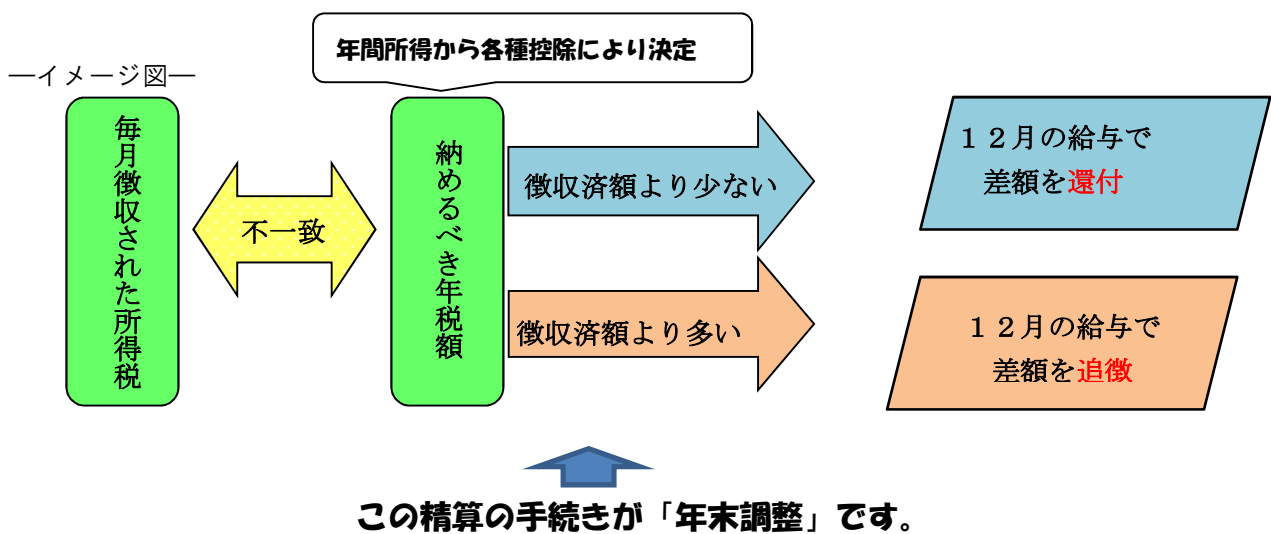


# 年末調整の時期がやってきました！

年末調整、今年初めてやる方はもちろん、これまで何度かやっている方も「年末調整ってなに？」という方が多いのではないのでしょうか。

Q. 「なぜ、毎月所得税が控除されているのに、あらためて年末に計算する必要があるの？」

A. 毎月控除される所得税額は、年の途中で扶養親族が増減してもそれ以前の月に遡って修正しません。また、生命保険料などにかかる保険料控除は毎月控除される所得税には全く考慮されません。そのため、毎月控除されている所得税額は「概算」にすぎず、年末に計算をして精算をする必要があるのです。



## 【年末調整に必要な各種申告書について】

### ・令和元年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

扶養控除の対象者は、令和元年中の合計所得金額が38万円以下(給与収入額の場合で103万円以下)の方です。16歳未満の扶養親族は、所得税の控除対象外ですが、個人住民税の算定等に必要となりますので、記入漏れの無いようお願いします。

### ・令和元年分 給与所得者の保険料控除申告書

生命保険料控除の[新]と[旧] 地震保険料控除の[地震]と[旧長期]の誤りにご注意ください。

### ・令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下(給与のみの収入であれば103万円超201万円6千円未満)の場合に申告できますが、扶養控除と配偶者特別控除は重複して適用することはできません。

### ・令和元年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

住宅借入金等特別控除を受けた方が、税務署発行の申告書用紙に必要事項を記入して提出します。金融機関等発行の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が必要です。